

2025年度

出雲市フォレスト・サポート事業 森さぼ補助金のご案内

出雲フォレスト・サポート（森さぼ事業）は、出雲市・出雲地区森林組合・島根県木材協会出雲支部からの拠出により、森林の整備や木育活動などを支援し、出雲市の林業振興を図ります。

（取組み事例）



造林事業（枝打ち）の実施



林内作業車の購入



木工工作コンクールの開催

【募集期間】

令和7年4月1日～令和7年5月9日

※予算に限りがありますので、お早めにお申し込みください。

※市産材生産促進事業については本期間では募集せず、
第2次募集期間において募集を開始します。（6月下旬頃募集開始予定）

【お問合せ先】

森さぼ運営協議会事務局

〒693-8530 出雲市今市町70番地 出雲市森林政策課内

TEL：0853-21-6996（直通） FAX：0853-21-6592

E-mail：shinrin@city.izumo.shimane.jp

<http://www.city.izumo.shimane.jp/www/contents/1303266862809/index.html>

【補助メニューや補助金額】

1. 森林施業支援事業

種別		補助対象経費	補助対象者	補助率又は補助金額
造林事業 【国・鳥根県事業の補助対象外の事業】		新植・補植・保育(下刈り、枝打ち、除伐、間伐)・竹林除去にかかる経費【面積0.1ha以上】	森林所有者等 林業事業者	補助対象経費の2/3以内 (補植は1/2以内)
市産材生産促進事業 【国・鳥根県事業の補助対象外の事業】 (6月下旬頃募集開始予定)	主伐・利用間伐	詳細については募集開始と同時に掲載		
	運搬			
作業道整備事業	新設	造林事業に付随する作業のための作業道整備にかかる経費【長さ50m以上、幅1.5~3m、最急勾配25%】	森林所有者等 林業事業者	延長(m) × 幅員(m) × 650円以内
	修繕	既設作業道の修繕(路面整備等)にかかる経費		補助対象経費の2/3以内 (限度額60万円)
	管理	森林施業地又は森林施業予定地の既設作業道の管理(草刈等)にかかる経費		延長10mあたり幅員(m) × 100円以内

2. 担い手支援事業

種別		補助対象経費	補助対象者	補助率又は補助金額
安全対策事業	安全対策備品等購入支援	安全防具・安全対策備品等購入費	森林所有者等 林業事業者 木材事業者	補助対象経費の1/3以内 (限度額 1人あたり5万円以内) (" 1事業者あたり50万円以内)
	安全対策支援	資格取得(架線系、車両系、土場作業、作業路開設、製材・木材加工作業関係)にかかる経費		補助対象経費の2/3以内 (限度額 1人あたり5万円以内) (" 1事業者あたり10万円以内)
		林業労働災害防止や担い手育成等を目的として開催する研修等にかかる経費		補助対象経費の2/3以内 (限度額30万円)
省力化支援事業	機械・器具取得支援	省力化及び品質向上等のための機械・器具の購入費	森林所有者等 林業事業者 木材事業者 みんなで作る出雲の森事業 出荷登録者	補助対象経費の1/3以内 (限度額150万円) 1台20万円以上。チェーンソー及び刈払い機の場合は1台5万円以上で、みんなで作る出雲の森事業の出荷登録者であること。
	機械・器具賃借支援	省力化及び品質向上等のための機械・器具賃借への経費助成	森林所有者等 林業事業者 木材事業者	補助対象経費の1/2以内 補助期間 6ヶ月以内/人・事業者 (限度額 1か月あたり15万円以内)
	林業ICT支援	省力化に資する器具購入・システム導入経費に対する助成		補助対象経費の1/2以内 (限度額 100万円)

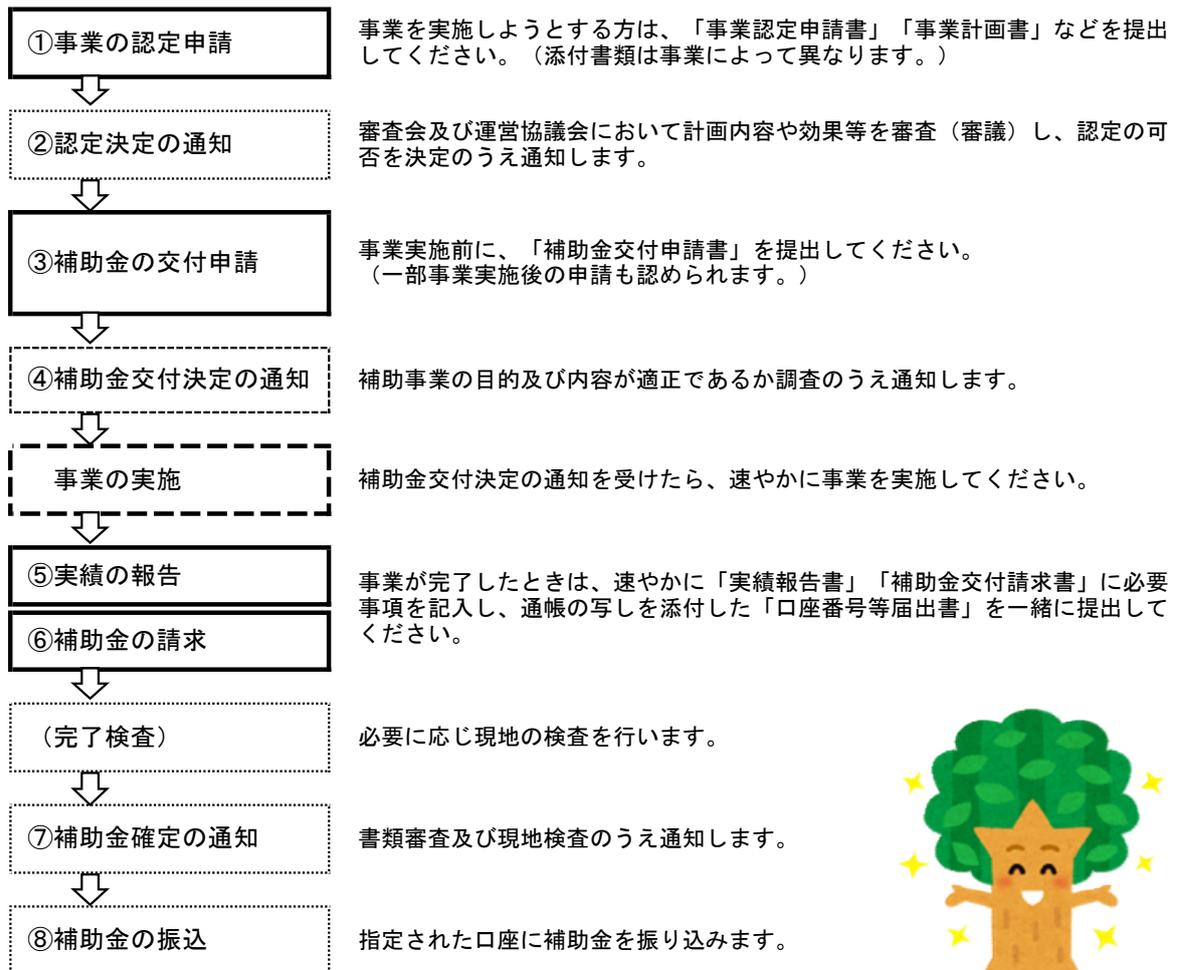
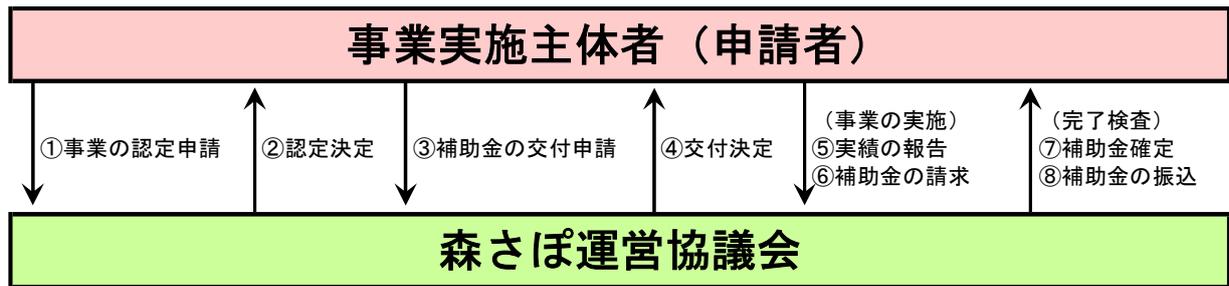
3. 普及・啓発事業

種別		補助対象経費	補助対象者	補助率又は補助金額
普及事業		川上、川中及び川下事業が相互に連携し、森林整備・林業振興のための事業にかかる経費	森林整備・林業振興に資する団体	補助対象経費の2/3又は10/10以内 (限度額100万円)
啓発事業		地域、学校、団体が行う林業体験や木工教室など、啓発を目的とした事業にかかる経費	森林・林業啓発及び木材利用に関する啓発に資する団体	補助対象経費の2/3以内 (限度額20万円) ただし、資材費については市産材を用いた場合に限り10/10以内

※事業内容は出雲市ホームページにも掲載しています。

※事業実施には要件があります、詳しくはおたずねください。

【申請の手続きの流れ】



【留意事項】

- ◆ 補助金交付決定後に、事業を実施してください。補助金交付決定前に事業に着手された場合は、補助対象となりません。ただし、一部事業については、実施後の申請も認められますので、ご相談ください。
- ◆ 事業の内容を変更するとき、また、事業を中止するときは、あらかじめ「計画変更・中止（廃止）承認申請書」の提出が必要となります。
- ◆ 認定を受けた方は、その年度内に認定事業を完了していただきます。年度内に完了の見込みがない場合、認定を取り消す場合があります。